北海道告示第10484号

肥料取締法(昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号)第 1 2 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年10月9日

北海道知事 鈴木 直道

登 録	肥料の	肥料の	10 T . 10 10 10 (0/1)	その他の	生産	業者	登 録 有
番 号	種 類	名 称	保証成分量(%)	規格	名 称	住 所	効 期 限
北 海 道	副産動	北転純有機	窒素全量 7.0	含有を許さ	釧路オーガ	釧路市大楽	令和4.11.12
第2799号	物質肥		りん酸全量 3.0	れる有害成	ニック株式	毛251番地1	
	料			分の最大量	会社		
				及びその他			
				の制限事項			
				は公定規格			
				のとおり			